

令和7年度第2回川口市立美術館運営審議会 会議録（案）

日 時 令和7年11月19日（木）10時～11時30分

場 所 川口市役所第二本庁舎6階 2601C会議室

出席者 （委員）岩田副会長、平井委員、稲川委員、入野委員、寺山委員、
富澤委員、原田委員、金口委員、宮本委員
（事務局）松本市民生活部長、岩谷文化推進室長、青木室長補佐、
蓮見主査、榎主任、茂木主任

議事録

1 開 会

2 議事

・議題（1）評価指標について

【説明】 （事務局より説明）

【質疑・意見】

（副会長） 委員から質問・意見を願う。

（委員） 定量評価についてどのように評価を出すのか。

（事務局） アンケート等の実施を想定している。

（委員） いつからこの指標を適用するのか。

（事務局） グランドオープンは令和8年9月5日を予定しているため、その日からの適用と考えている。

（委員） 企画展観覧者数の目標が達成できなかった場合は、指定管理者の責任となるものか。

（事務局） 美術館運営は市としても初めてであり鋭意協議を進めているところであるが、目標が達成できなかった場合は、そもそもこの数値目標が妥当だったのかという検証や、指定管理者が目標に向かってどのように運営していたかを市としては監視していく必要があると考えている。

（委員） 指定管理者というのは、市が決めた方針に沿って運営していくものであるが、市と指定管理者の役割、また、各々の費用対効果についてどのように切り分けているのか。

（事務局） 役割について、本審議会は市としての附属機関であり様々な方針

について審議していくものであるが、市としては、指定管理者が目標数値に向かってどのように運営していくか監視することが必要であり、指定管理者については、指標に対する目標を達成するためにどのように運営していくかを検討していく必要があると考えている。

また、費用対効果について、市としては、美術館の設置目的が社会教育の側面もあることから市民サービスであり、費用対効果は望めない部分もあると考えている。一方指定管理者については、会社が運営するものであるため、自主運営の中である程度の一定の成果が必要なものと考えている。

(委 員) 指定管理者を導入した根拠を基にそれが適切だったのか明確にしていけないと意見をしづらくなってしまうと思う。また、指定管理者が自立的に運営するために市がサポートしていく必要がある。債務負担行為として3億円の予算があるがその内訳は。

(事 務 局) 指定管理者を導入した根拠としては、市の職員に美術館運営のノウハウが無いことから、ノウハウのある民間に任せることで、民間のネットワークを利用して優秀な人材を集められることを期待して採用したものである。

また、債務負担行為は実際のお金としては存在していない予算であり、契約行為を可能とし業務を進めるための担保のようなものである。内訳について、以前川口市ゆかりの作家による作品展や、川口市の強みを生かした企画展を準備している。

(委 員) 指定管理者制度を導入したということは、本来であれば指定管理者の業務として企画展を実施するものかと思うが、今回は開館初年度であることから特別展として市の予算で実施するという事か。

(事 務 局) お見込みのとおりである。

(委 員) 指定管理者が企画展を実施せずに市の予算で実施するとなると、指定管理料と二重払いになっているのではないかという懸念があるが。

(事 務 局) 指定管理者についても特別展の運営及び管理において携わることになるし、特別展以降の企画運営も必要となるため、二重払いとい

うものではない。

(委 員) プロポーザルでは提案内容や実績等を鑑みて決定するものであるが、今回の指定管理者は4社が統合したものであり、当然に実績としては無いものであるが、市としてはこの企業を指定管理者として選定したものである。

9月の特別展について、指定管理者とはどこまで話をしているのか。審議会で話す前に指定管理者に情報を出してしまっているようだと言審議会の意味もないものになってしまう。

(事 務 局) 統合企業を選定した理由としては、その4社がそれぞれ役割を持って指定管理者にあたるということで提案されている。その役割としては、広報にたけた企業、施設管理にたけた企業、企画展や美術にたけた企業がそれぞれに協力して取り組むとのことであったため、この企業であれば運営できると考え指定したものである。現状としては、施設管理をどのように行うか、また資料4にて説明する企画展のスケジュール等についてつめている状況である。

1月24日の竣工式から9月5日のグランドオープンまでのプレオープン期間については概ね調整できたものである。

(委 員) 前回の審議会で人的サービスに係る満足度が75%だったものに対して、100%に限りなく近づけるべきではないかと意見したものが、数か月しか経たないうちに今回の審議会では95%に上方修正することであるが、前回の事務局の回答は今後検討していく内容であるとの回答であった。今回の上方修正は指定管理者と協議した上で、審議会に諮られているものなのか。

(事 務 局) 双方で協議し、納得の上のものである。

議題(2) 美術館とアトリアとの連携について

【説明】 (事務局より説明)

【質疑・意見】

(副 会 長) 委員から質問・意見を願う。

(委 員) 川口駅西口には今回の美術館があり、さらに西口公園には彫刻がありその先にはアトリアがあると、一つの文化コースみたいなものを考えて、美術館とアトリアが連携できるといいのではないかと。

- (事務局) 指定管理者と協議していく。
- (委員) 市長から美術館の設置理由の一つとして情操教育という言葉があった。その中で資料 2-1 と資料 2-2 を比較してみると資料 2-2 に美術館が教育普及という点が反映されていないことはなぜか。
- (事務局) 資料 2-1 が美術館とアトリアの違いとして今回作成した資料であり、この資料の美術館には教育普及として講演会、ワークショップ等を記載させていただいた。資料 2-2 は構想時点のものを参考資料として載せたものである。
- (副会長) 事務局の説明の中で、美術館は鑑賞するものとの説明があったため、少し誤解を招いてしまったと思われる。美術館でも子どもに対する教育を取り組んでいくとのことではよいか。
- (事務局) お見込みのとおりである。
- (委員) アトリア事業には文化芸術審議会があるとのことだが、美術館とアトリアとの連携が必要となる中で、どこが連携をとるのか。
- (事務局) 事務局が連携をとる。
- (委員) この審議会はアトリア事業については特に関わらないということではよいか。
- (事務局) 意見としてもらうことになる。
- (委員) 文化芸術審議会の委員長を務めているため、パイプ役になれると考える。

議題 (3) 令和 7 年度実施事業の中間報告について

【説明】 (事務局より説明)

【質疑・意見】

- (副会長) 委員から質問・意見を願う。
- (委員) 高校生等に美術館での運営等に参加してもらうことで将来美術を専攻するきっかけにもなるし、自分の経験からも資料の対策等に記載されている取り組みは非常に良いものと感じる。
- (委員) 企画展の告知はどのように行ったものか。障害を持つ方々にも参加できるような形であったのか。
- (事務局) 指定管理者のホームページ、市の広報紙やホームページ等で告知したものである。アクセシビリティという点で、障害者施設への告

知はできていない。また、参加者数の把握のみで、どのような方が参加していたかの把握はできていない。なお、残りのプレ事業の開催場所のイオンモール川口は新しい施設であるため、いろいろな方々が参加できる施設と考えている。

議題（４）令和８年度事業計画について

【説明】 （事務局より説明）

【質疑・意見】

（副会長） 委員から質問・意見を願う。

（委員） 企画展をやり続けることは大変と考えているが、市の収蔵作品は何点くらいあり、今後どのように集めていくか。さらには、学芸員はどのくらい集められているか。

国立新美術館館長にお会いした際に、駅と直結しており地の利が良いことが来館者が多いことの原因でないかと話されていた。また、美術館の営業名は「The National Art Center,TOKYO」となっており「Museum」がついていない。収蔵物はいくつかあるが、企画展を常にやり続けている美術館のようである。そのため、かなりの数の学芸員がいると思われ、学芸員の情熱や力量が無いとまわらないものである。

（事務局） 市の収蔵作品は約 220 点である。また、今後作品をどのように集めていくかについては、コレクションポリシーに沿って指定管理者とどのようなものを収蔵していくか協議しながら決めていくものと考えている。また、学芸員については、指定管理者から提出されている配置計画では学芸補助 3 名を含めて 8 名である。

（委員） 学芸員の募集は指定管理者が行うものなのか。

（事務局） お見込みのとおりである。

（委員） 指定管理者が変わったとしても学芸員は継続できるのか。

（事務局） 継続できるように調整できるものと考えている。

（委員） 学芸員の人数が適切なかわからないため、他の施設も調べてほしい。個人的には少ないように感じる。また、企画展を常にやり続けることは難しいと思われるため、可能な限り良い収蔵物を多く集めてほしい。集め方の具体的な検討が必要と考える。

(事務局) 収蔵物の募集方法としては、市の規則に基づいて指定管理者の学芸員がプレゼンテーションを行っていく。また、寄贈及び寄託も含め、委員会にて決定されていくものである。なお、他の施設の学芸員の数については調べたいと思う。

(委員) お願いになるが、地場産業の鋳物を後世に残していきたい。美術品として認めてもらえると嬉しく思う。

(事務局) 承りたいと思う。また、資料4の展覧会2について追加説明となるが、文化財課の資料館では鋳物等の歴史のある物を保管しており、代表的なものとしてはだるまストーブがあって、年代別にみると様々な形があって興味深いものである。川口市にゆかりのある物として展示していけると考えている。その他にもポスターについても年代別に違いがあって展示していけたらと考えている。

(委員) いろいろな意見の方がいるとは思うが、博物館的な要素を取り込んだ広義的な意味での川口市独自の美術館としてほしい。

(委員) 障害のある方の生み出す表現や作品の可能性を感じてもらうためにも、障害者のアート作品を川口市立美術館でも取り入れてほしい。

(事務局) 障害者アートもコンセプトに含まれていることから指定管理者と協議しながら進めていきたい。

3 その他

【説明】 (事務局より説明)

【質疑・意見】 なし

4 閉会